

<納税準備預金規定>

改定前	改定後
<p>2【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のため交換所での交換を要する場合には、店頭表示の入金手数料をいただきます。</p> <p>(6) 前記(5)のほか、証券類の取立のための交換所での交換等においてとくに費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>	<p>2【証券類の受入れ】</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のため交換所での交換を要する場合には、店頭表示の入金手数料をいただきます。</p> <p>(6) 前記(5)のほか、証券類の取立のための交換所での交換等においてとくに費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>